公費支出関係文書公開請求拒否決定審査請求事案（番号38）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和３年６月４日 |
| 請求内容 | １．平成28年度以降、大阪府から「○○」あるいは「○○」ならびにその代理人「○○」に対して支出した金額がわかるもの２．上記１．についての根拠となるもの（積算資料など。支出負担行為を含む）なお、上記３名を特定する参考情報として、住所（現住所とは限らない）を記載する。「○○」「○○」については、「○○」「○○」については、「○○」である。 |
| 実施機関の決定 | 令和３年６月16日付け教高第1865号による公開請求拒否決定。【公開請求を拒否する理由】本件請求には、「○○」「○○」「○○」等の具体的な氏名等が記載されており、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報となる。このような情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号に該当する。したがって、条例第10条第１項第２号に掲げる情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年６月20日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書は、公費の支出に関するものである。府民の負担した税の使途の内訳が公開されるのは当然である。具体的支出先を特定するにあたり氏名が記載されるのは当然であり、公開請求拒否には理由がない。また、担当課が「高等学校課生徒指導グループ」であるとしているが、私は教育委員会に請求したのであるから、そもそも文書が存在しないのであれば総務担当課が担当となるべきところ、「高等学校課生徒指導グループ」が担当になっていることから、「高等学校課生徒指導グループ」が所有する文書が存在していることは既に明らかである。 |
| 弁明書 | １　条例第９条第１号についてア　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。イ　本号は、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが |
| 弁明書 | 正当であると認められるもの」とあり、該当する情報が記録されている行政文書については公開してはならないと定めている。ウ　本号の「特定の個人が識別され得るもの」には、特定の個人が当該行政文書の情報（氏名、住所等）から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを含むと解される。　エ　本号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。２　条例第12条について　　本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで条例第８条及び第９条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる「存否応答拒否」について定めている。３　本件における条例第９条第１号及び第12条の該当性についてア　本件請求には、「○○」（以下括弧書き省略）「○○」という個人の氏名及び住所、その代理人として「○○」の氏名、当該代理人が所属する法律事務所と推認される住所が記載されている。まず「○○」「○○」という個人の氏名及び住所は、条例第９条第１号の非公開事項である「特定の個人が識別され得る情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当する。次に、個人の氏名住所という観点に加えて、審査請求人は「『○○』、あるいは『○○』ならびにその代理人『○○』に対して支出した金額がわかるもの」という内容で請求を行っている。これは本府から当該個人若しくはその代理人で法律事務所に勤務すると推認される者に支出を行った事実の有無を知らせることにより、当該個人が本府との間に○○を伺わせる可能性があるもので、条例第９条第１号に定められている、「特定の個人が識別され得る情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当する。イ　以上を踏まえ、処分庁は、審査請求人が求めている文書については、その存否を明らかにするだけで、条例第９条第１号に該当する上記の情報を公開することとなるものと判断し、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで公開請求を拒否することとしたものである。　なお、存否応答拒否により文書の存否そのものについて回答しない以上、審査請求人が審査請求書にて縷々主張するその他の不服事由については弁明を要しない。 |
| 反論書 | 　「弁明の理由」について、一貫して「特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報」であるため公開拒否であるとの主張であるが、そもそも支出先を特定しなければ本件請求文書の特定が困難であるため、教育委員会のそれら主張は |
| 反論書 | 全て失当である。　また、審査請求書の内容を全て援用する。 |
| 判　断 | １　条例第12条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定めており、「第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる情報を公開することとなるとき」とは、・請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり（以下「要件１」という。）、・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合（以下「要件２」という。）をいう。　本件請求１及び２（以下「本件請求」という。）は、平成28年度以降、大阪府から特定の個人に対して支出した金額がわかる文書及び金額の根拠がわかる文書の公開を求めるもので、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第９条第１号の個人情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないかを検討する。同号の個人情報とは、・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。２（１）本件請求について、要件アからウの該当性を検討する。ア　特定の個人の氏名は、要件ア及びイに該当する。また、特定の個人が委任したとする弁護士名は、特定の個人に関わることから、同様に要件ア及びイに該当する。イ　本件請求の内容は、大阪府と特定の個人との間において、解決を要する事項が存在しているという事実及び当該事実について、特定の個人が、特定の弁護士に委任しているという事実があることが前提とされており、当該事実は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件ウに該当する。（２）本件請求について、要件１及び２の該当性を検討する。上記２（１）イ記載の事実は、個人情報に該当するのであり、当該事実に係る対象文書の存否を明らかにすることにより、個人情報を公開することになるため、要件１に該当する。また、特定の個人と府との間で解決を要する事項が存在すること、これに対して特定の個人がどのように対応するのかということが公開されることにより、特定の個人の名誉感情を損なうおそれがあると認められ、条例第９条第１号によって保護すべき利益が損なわれるといえるので、要件２に該当する。 |
| 判　断 | 　　　以上のことから、条例第12条の要件に該当する。３　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和３年６月４日　　　　同日付け公開請求・同月16日　　　　 　　 公開請求拒否決定・同月20日　　　　　　　 審査請求・同年７月９日 　　 　　弁明書・同月23日　　　　　　　 反論書・同年８月11日　　 　　諮問 |